

# 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の課税標準の特例措置の 概要と証明書発行の手続きについて

## 1. 制度の概要

### (1) 税制措置

「認定経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置」(地方税法)は、固定資産税の軽減措置を受けることができます。

⇒ 平成 28 年 7 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の期間

※固定資産税の課税標準が3年間2分の1に軽減。

### (2) 経営力向上設備等の要件確認

①販売開始から10年以内のもの

②旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの。

※生産性向上設備投資税制(A要件)と異なり最新モデルの要件はなし。

③1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの。

を確認し、証明書を発行いたします。

(当協会が対応する経営力向上設備は、水産業に用いられる機械装置となります。)

### (3) 軽減措置の対象

本制度による対象者は、租特税法の中小事業者等(資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人/資本金若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人/常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人)になります。

## 2. 証明書発行の手続き及び記入方法

(1) 中小事業者は、当該設備を生産した機器メーカー等(以下「メーカー」)に証明書の発行を依頼。

(2) 依頼を受けたメーカーは、証明書(様式1)及びチェックシート(様式2)に必要事項を記入の上、当協会に提出。

\* 証明書(様式1)及びチェックシート(様式2)は、当協会 HP にアップしていますので、ダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出ください。様式1、様式2の記載例についても HP にアップしていますのでご参考にしてください。

<http://www.systemkyokai.or.jp/>

\* 製造(販売)事業者の代表者氏名は、担当の部長以上としてください。

\* 同一設置場所(納入先)に同一製品を複数台納入する場合は、証明書、チェックシートの提出は1部で結構です。

\* 返信用封筒に宛名を記載し同封してください(切手は貼付いただかなくても結構です)。

- (3) 当協会は、証明書の発行にあたり、メーカーの裏付けとなる資料及び証明書及びチェックシート<sup>①</sup>の記入内容に基づき、対象設備の要件(上述1の(2))を確認し、メーカーに証明書を発行します。
- \* 必要な根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご注意ください。
- (4) 当協会から証明書の発行を受けたメーカーは、依頼のあった中小事業者に転送してください。
- (5) 中小事業者は、「経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書」を作成のうえ、入手した証明書(原紙)を添付して、主務大臣に計画申請します。
- (6) 主務大臣から計画認定書(大臣印が捺印)が中小事業者に交付されましたら、中小事業者は、設備を取得します。
- (7) 申請時には、納税書類とともに計画認定書の写しと計画申請書の1式(添付書類を含む)の写しを自治体に提出します。

### 3. 送付先、問い合わせ先

一般社団法人 海洋水産システム協会 研究開発部  
〒103-0027 東京都中央区日本橋三丁目15-8  
TEL 03-6411-0021 FAX 03-6411-0022

### 4. 費用

証明書発行手数料として、1件につき次の費用を証明書発行時に請求いたします。

3,000 円

但し、生産性向上設備投資促進税制(A要件)の証明書申請と本申請を合わせて申請される場合は、手数料の加算無しとさせていただきます。

(※現状、生産性向上設備投資促進税制は平成29年3月31日まで。)

以上